

瀬戸市訓令第2号

本 庁

公 所

瀬戸市決裁規程（昭和37年瀬戸市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

平成24年6月29日

瀬戸市長 増岡 錦也

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前					
別表第2（第5条、第6条関係） 1及び2 <省略> 3 市民生活部						別表第2（第5条、第6条関係） 1及び2 <省略> 3 市民生活部					
主務課 の区分	専決事項 / 決裁区分	副市長	主務部長	主務課長	備考	主務課 の区分	専決事項 / 決裁区分	副市長	主務部長	主務課長	備考
<省略>						<省略>					
市民課	<省略>					市民課	<省略>				
	外国人			<u>出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号。以下「入管特例法」とい</u>			外国人登録		外国人登録法（昭和27年法律第125号）違反容疑者の告発及び簡易裁判所への通	<u>外国人登録法に基づく登録原票及び登録証明書の送付並びに登録原票の送付の請求</u>	

			<u>う。)に基づく住居地の届出等に係る処理</u> <u>入管特例法に基づく特別永住者証明書の交付</u> <u>入管特例法に基づく特別永住許可申請受付</u>			知	<u>外国人登録法に基づく登録証明書の交付</u> <u>外国人登録法に基づく登録免責期間の延長の承認</u> <u>外国人登録法に基づく原票の写し及び登録原票記載事項証明書の交付</u>	
<省略>				<省略>				
4 から 6 まで <省略>				4 から 6 まで <省略>				

附 則

この訓令は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。